2023年度 会費優遇申請書

下線部を記入し，押印のうえ，在学証明書（2023年4月1日以降発行のもの）

とともに以下へお送りください。

認定後に，金額6,000円を記入した払込取扱票をお送りします。

〒113-0033 東京都文京区本郷5-24-6　本郷大原ビル7階

　　　　　　　　　　　　　　　　　　日本教育心理学会 事務局

一般社団法人 日本教育心理学会 理事会 御中

2023年度の会費の優遇を希望しますので，在学証明書を同封して申請いたします。

会員番号　　　　　　　　　　　　氏名 　　 　 （印）

　　　 〒

住所

所属

E-mail

　　　　年　　月　　日

|  |
| --- |
| 【参考】会費の優遇に関する規則（2016年12月11日制定）  1．この規則は，定款細則第2条2に基づく会費の優遇について定めるものである。  2．以下に該当する者は，会費を年額6,000円とする。  　(1) 大学院学生  　(2) 大学院研究生  　(3) 学部研究生  　(4) その他，理事会が(1)～(3)と同等と認める者（科目等履修生は対象としない。）  3．会費の優遇を希望する者は，会費納入前に在学証明書を提出し，認定を受けることとする。  4．在学証明書による優遇の期間は，原則として発行日の属する年度内のみとする。  附則  1. 本規則は2017年4月1日より施行する。 |